

【公表】

整理番号	112
契約番号	4農振財契第1362号
件名	令和5年度苗木の掘取運搬委託(区部東部)(複数単価契約)
入札方法	ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを使用した電子入札
履行場所	別紙仕様書のとおり
概要	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和3・4年度建設工事等競争入札参加有資格者で、営業種目2700「造園」に登録している者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	実施しない
開札予定日時	令和5年3月16日(木) 午前11時00分(ビジネスチャンス・ナビ上)
希望申出期間	令和5年2月28日(火)午前10時から令和5年3月6日(月)午後4時まで
希望申出先	希望申請は、ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを通じてご提出ください。 下記「希望申出時の提出書類」を添付してください。
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業振興課 経営安定支援係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-1357
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721

仕様書

1 件名

令和5年度苗木の掘取運搬委託（区部東部）（複数単価契約）

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

(1) 苗木の掘取及び受領場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「委託者」という。）が指定する、次に掲げる東京都内の市町の農地（数百箇所）：青梅市、瑞穂町、あきる野市、八王子市、日野市、町田市、武蔵村山市、東大和市、昭島市、立川市、清瀬市、東久留米市、西東京市、国分寺市、小平市、三鷹市、小金井市

(2) 苗木の運搬

掘取場所及び農業協同組合から苗木を受領する場所から次に示す場所への運搬

主たる搬入場所 東京都の区部東部

江戸川区、葛飾区、墨田区、江東区、台東区、千代田区、中央区

その他の搬入場所 主たる搬入場所以外の東京都内（島しょ各町村（都内の港にて、海運会社へ引渡し）を含む）

東京都に隣接する県

4 各作業指示における作業期限

作業指示書毎に示す作業指示履行期限まで

5 想定数量等

別紙1「想定数量内訳」のとおり

6 作業の指示

(1) 作業指示書

作業指示書により随時指示を行う（別添例－1）。

ア 作業指示に関する書類等

作業指示書及び苗木の収受に関する書類（苗木の引取について（通知）、苗木の引渡書、緑化苗木受領書、緑化苗木受領書（控え））は、原則として、委託者の立川庁舎（立川市富士見町三丁目8番1号）にて、担当者が手渡す（これに合わせて、苗木の配布用の袋（苗木の配布を行う搬入先のみ）を手渡すことがあるので、その場合は苗木とともに配布用の袋も合わせて搬入すること）。

イ 作業の時期等

作業の時期（日時等）は、原則として搬入の20日程度前までに、具体的な日時又は各月の旬（上中下旬）等です。ただし、受託者が了承する場合には、20日以内であっても作業指示を行うことがある。

なお、7の（2）のアによる調整の結果、指示の日時と異なる日時の搬入となることがある。また、搬入先の都合等により、作業指示後に作業指示内容の変更及び作業指示の中止をすることがある。

(2) 苗木の供給

苗木の搬入先での用途は、道路などの公共事業向け、建物などの公共施設向け、市民配布向けなどがある。1搬入場所あたりの本数は、通常は20本程度から数千本まで様々である。ただし、20本未満の指示をすることがある。

(3) 苗木の形状寸法

樹木類の形状寸法は、樹種により樹高又は幹周により寸法を指示するものとするほか、搬入先により枝張りその他品質等を指示することがある。

樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。

幹周は、樹木の幹の根鉢の上端から1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。

枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長及び最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。

7 作業内容

(1) 作業概要

苗木の掘取と運搬の組合せの作業を主とする他、苗木の一部が農業協同組合からの受領及び運搬となる作業や、苗木の掘取のみとなる作業がある。一部の作業指示には、剪定作業、摘葉作業を含むことがある。

なお、良好な状態で苗木を搬入するよう、全ての作業を丁寧に行うこと。

(2) 作業指示後の関係者との打ち合わせ

ア 搬入について、搬入先に連絡を取り、搬入日時、場所、樹種、本数等の詳細の確認・調整を行うこと。

イ 苗木の掘取作業及び苗木の受領について、当該農業協同組合と打ち合わせを行い、圃場の場所、樹種、本数等を確認すること（農業協同組合の連絡先は、別途委託者が受託者に示す）。

ウ 日程調整終了後、掘取運搬工程表（様式1）を作成し、当該農業協同組合担当者の押印あるいは署名があるものを速やかに委託者に提出すること（写しでも可）。

(3) 苗木の掘取

ア 取り扱う樹種及び注意事項は、別紙2「取り扱う苗木の樹種及び注意事項」のとおり。

イ 移植後の活着を良好にするため、指定の根鉢径以上の鉢土を十分につけるとともに、根巻を指示して

いる樹種については運搬の際に根鉢が崩れないよう根巻を確実にすること。根巻を指示していない樹種については、根鉢が十分につかない株は不可とするとともに、根鉢が崩れないように取り扱うこと。

生育不良（地上部、地下部（根量が少ない等）、病虫害被害等の不良な苗木は避け、良好な苗木を掘り取ること。

苗木の枝折を行うこと。

ウ 掘取時には、農業協同組合の担当者又は当該圃場の管理者の立会いのもと、樹種・本数の確認を行うこと。

エ 掘取及び受領の日程は、根の乾燥を防ぐため、搬入直前（1～3日前）を原則とし、掘取後はすみやかに運搬すること。

オ 掘り取った苗木は搬入日まで、乾燥、損傷等に注意して活着不良とにならないように日陰などで十分管理を行うほか、必要に応じて根鉢が崩れないよう丁寧に灌水を行うこと。特に高温が見込まれる場合には、根鉢が崩れないよう丁寧にかつ十分な灌水（全ての苗木の根鉢が十分に湿っていることを確認する）を実施し、運搬時などには通気性のある日よけ資材を掛けるなどにより苗木が乾燥しないよう慎重に取り扱うこと。やむを得ず搬入まで日時を要する場合は、仮植えし十分に養生を行うこと。

カ 掘取又は受領の前に、委託者が発行する苗木の引取通知（別添例－2）を当該農業協同組合に提出するものとし、作業終了後苗木の引渡書（別添例－3）を受領し、速やかに委託者に提出すること。

(4) 運搬

ア 運搬に当たっては、苗木を損傷しないよう十分留意すること。

イ 掘取・運搬にあたり、周辺農作物を損傷しないよう留意すること。

ウ 10の諸法令等を遵守すること。

エ 圃場及び搬入先は、原則として2 tトラック（全長4.7m以下、全幅1.7m以下（道路運送車両法施行規則第2条における小型自動車））が入れる場所としている。

エ 苗木の品質の確保、運搬上の安全の確保のため、積載量や積載方法に注意すること。

(5) 搬入

ア 搬入に際しては、搬入先の責任者の立会いのもとに本数を確認し引渡すとともに、委託者が発行する緑化苗木受領書（別添例－4）及び緑化苗木受領書（控え）（別添例－5）に搬入先の責任者から受領日の記入と受領印（又は署名）をもらうこと。緑化苗木受領書（控え）は搬入先の責任者に渡し、緑化苗木受領書は委託者に提出すること。

イ 搬入先にて引取り不可とされた苗木は栽培圃場まで持ち帰り、再度仕様を満たす苗木を掘り取り、運搬し、搬入すること。

ウ 搬入に際しては、交通渋滞などを考慮し、十分なゆとりを確保すること。また、10の諸法令等を遵守すること。

(6) 海上輸送

ア 伊豆諸島及び小笠原諸島へは海上輸送となるため、東京都内の港（港区芝浦、江東区辰巳等）まで運搬するとともに、海運会社にて海上輸送の手続きを行うものとする。この場合の海上運賃の費用は受託者が立て替えるものとする。

イ 作業完了後は、支払ったことを示す書類（領収書等）を作業完了届に添付して提出するものとする。

ウ 検査完了後の費用の請求は、作業指示毎の請求に当該の海上運賃の立替分を併せて委託者に請求するものとする。

(7) 写真の撮影

掘取、受領及び運搬した苗木の樹形、根巻、剪定、摘葉の状态がわかるよう、掘取時・受領時及び搬入時等に写真を撮影し、作業指示毎に（様式2（例））を参考にして写真帳を作成し提出すること。

ア 撮影場面、撮影方法、撮影上の注意点は、別紙3「苗木の写真撮影要領」のとおり

イ 写真帳の作成（記入事項）

掘取・受領：撮影年月日、農業協同組合・支店名、圃場コード、樹種、本数

搬入：撮影年月日、搬入場所の名称、樹種、本数

このほか、特記する事項があれば記入する。

ウ 指示する一部の搬入先についての写真データの迅速な提出

一部の搬入先については、委託者からの指示に基づき作業完了届に添付する写真帳とは別に、別紙3「苗木の写真撮影要領」の（1）の（ウ）の搬入時の写真を、搬入当日に電子メールにより委託者が指定するメールアドレスにJPEG(.jpg/.jpeg)形式にて送付すること。

(8) その他

ア 作業により発生した枝、葉、根は、作業終了後速やかに処分すること。

イ 掘取作業に関する疑義や運搬作業中の事故については、遅滞なく委託者に連絡し、対応につき指示を受けること。

ウ 台風の接近・通過など自然災害が想定される際には、搬入先の納品希望を確認の上、原則として工程を調整することなどにより苗木を搬入するものとする。ただし、やむを得ない理由により、指示内容による搬入が困難な場合には委託者に協議すること。委託者は、協議内容に応じて作業内容の変更又は作業の中止を指示することがある。

エ 本委託業務において、搬入先及び農業協同組合等との問題の発生や事務の遅延等が発生した場合には、速やかにその経緯及び内容、解決策等を委託者に報告するものとする。また、解決後には、経緯、解決した内容等を委託者に報告するものとする。なお、その問題が解決するまでは、受託者に非がない場合を除き原則として新たな作業指示を行わない。また、作業等が適切に行われていない場合には、作業指示の中止やその後の作業指示を停止することがある。

8 安全管理

本委託業務に関し、安全対策に十分配慮し実施すること。また、受託者が第三者に損害等を与えた場合は委託者に報告するとともに、受託者の責任において弁償等を行うこと。

9 提出物

提出書類は、原則として日本工業規格A4縦型又はA4横型とする。

(1) 作業日程等の調整後

ア 掘取運搬工程表（計画）：搬入先及び農業協同組合との調整後、作成し、当該農業協同組合担当者の押印あるいは署名があるものを速やかに提出すること（写しでも可）。

(2) 搬入作業終了後（7（7）ウ関係）

ア 写真データ（作業指示書にて指示した搬入先のみ）：搬入先への搬入後、速やかにメールにて送付すること。

(3) 作業完了後

作業指示書毎の作業指示履行期限までに以下の書類を提出すること。

ア 掘取運搬工程表（実績）

イ 写真帳

ウ 作業完了届

エ 苗木の引渡書

オ 緑化苗木受領書（搬入先の責任者の押印又は署名のあるもの）

1.0 諸法令等の遵守

(1) 法令の遵守

受託者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用については、受託者の責任において行わなければならない。

なお、参考に本委託に関連する主な法令を次に示す。

道路法

道路交通法

道路運送法

道路運送車両法

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

建設業法

公共工事の品質確保の促進に関する法律

労働基準法

労働安全衛生法

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

(2) 過積載の防止及び安全の確保

東京都土木工事標準仕様書（1.3.9 過積載の防止）に準じて、過積載とならないよう、かつ、荷崩れしないよう運搬すること。また、安全かつ円滑な運搬及び搬入作業についての疑義をもたれることから、合板等を利用した積み込みを行わないこと。

(3) 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

ア 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。

イ 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受委託者間において、契約金額の変更、履行期限の延長のための協議を行う。

この場合、受託者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受委託者間での協議を踏まえ適切に対応する。

1.1 本契約の終了について、

本契約において、推定総金額（税込）を超えて発注（作業指示）することはできない。そのため、発注金額が推定総金額（税込）に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。また、発注金額が推定総金額（税込）に達しない場合であっても契約期間の満了をもってこの契約は終了するものとする。なお、いずれの場合においても、受託者は契約の終了に関

して異議を主張できないものとする。

1.2 入札等について

入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等抵触する行為を行ってはならない

1.3 その他

- (1) 作業の実施に当たり、搬入先又は農業協同組合との調整にあたり問題等が生じた場合、もしくは事故等が生じた場合は、速やかに委託者に連絡するものとする。
- (2) 本契約の履行に際し、知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。契約の解除及び契約満了後においても同様とする。また、委託者が提供した情報、書類及び記載事項等については、管理を厳重に行うこと。万が一遺失した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。
- (4) 本委託業務に必要な器具等、本委託業務に係る費用は、全て契約金額に含むものとする。
- (5) 作業完了後に提出される作業完了届等提出書類に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、受託者からの適法な請求書の受領に基づき、作業指示ごとに支払うものとする。

1.4 担当及び連絡先

公益財団法人東京都農林水産振興財団農業支援課

〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目8番1号

電話：042-528-1357 E-mail：naegi@tdfaff.com

作業・樹種区分		根巻	想定数量 (本数)
掘 取	I類	H 30~49	無 4,317
		30~49	有 50
		50~79	無 3,852
		50~79	有 5
	II類	H30~49	無 11
		30~49	有 23
		50~79	無 1,015
		50~79	有 1,304
		80~99	無 1,539
		80~99	有 699
		100~149	無 15
		100~149	有 6
		150~199	無 434
		150~199	有 52
		200~249	無 11
		200~249	有 11
	III類	C 3~5	無 0
		3~5	有 1
		6~8	無 0
		6~8	有 1
9~11		無 0	
9~11		有 2	
12~14		無 0	
12~14		有 2	
合 計			13,367

樹種区分一覧	
I類	常緑低木 (さつき、つつじ(おおむら、ひらど、くるめ))
II類	常緑低木 (シャクナゲ、アベリア、アベリア(エドワード・ゴーチャ)) 落葉低木 常緑中木 落葉中木 常緑高木 (ソヨゴ(ハラシマ)、常緑ヤマボウシ) 落葉高木 (イロハモミジ、ハナミズキ)
III類	常緑高木 (シラカシ、マテバシイ) 落葉高木 (サクラ)
詳細は、仕様書別紙2の樹種表を参照のこと。	

作業・樹種区分		想定数量 (本数)	
運 搬	I類	H 30~49	6,380
		50~79	5,614
	II類	H30~49	631
		50~79	3,558
		80~99	3,920
		100~149	45
		150~199	835
		200~249	127
	III類	250~299	42
		C 3~5	2
		6~8	2
		9~11	83
		12~14	14
		15~17	2
合 計			21,257

作業内容・規格		想定数量 (本数)	
剪 定	低木 中木 高木	H ~ 149	30
		150~199	25
		200~249	20
		250~299	10
摘 葉	中木 高木	150~199	30
		200~249	23
		250~299	4
合 計			142

	想定日数
運搬基本費	75

(作業指示日数毎)

<留意事項>

- ・規格毎の想定数量は想定の本数であり、実際の数量(本数)は作業指示毎に示す。
- ・運搬基本費における想定日数は、作業指示書の供給先内訳表に示す受付番号1つにつき、1日とする。ただし、備考等に搬入に関する指示が別途ある場合はこの限りではない。

取り扱う苗木の樹種及び注意事項

表 樹種表

樹種名	枝折	根巻
低木		
サツキ	○	×
ツツジ(おおむら、ひらど、くるめ、その他)	○	×▲
シャクナゲ	○	○
アベリア	○	△
アベリア(エドワードゴーチヤ)	○	△▲
ドウダンツツジ	○	○
ユキヤナギ	○	△
コデマリ	○	△
レンギョウ	○	△
ヤマブキ	○	△
キンシバイ	○	△
シモツケ	○	△
ガクアジサイ	○	○
ブルーベリー	○	▲
グミ	○	▲
ヒメシャリンバイ	○	▲
中木		
ベニバナトキワマンサク	○	△
セイヨウカナメモチ	○	△
イヌツゲ(きんめつげ)	○	○
キンモクセイ	○	○
ニオイヒバ(ヨーロッパゴールド)	○	×
レイランドヒノキ(ゴールドライダー)	○	×
セイヨウヒイラギ(サニーフォスター)	○	×
オリーブ(チプレッシノ)	○	▲
リンゴ(アルプス乙女)	○	×
ハナカイドウ	○	×
高木		
ソヨゴ(ハラシマ)	○	×
常緑ヤマボウシ	○	×
モミジ	○	×
ハナミズキ	○	×
マテバシイ	○	×
シラカシ	○	×
サクラ	○	×

- ：要
- ×：不要（根巻を指示することがある）
- △：不要（地中不織布ポット）
- ▲：不要（地上ポット）

- (1) 掘取の際、根の剪定が過度にならないこと。
- (2) 掘取の際、根を日光や風にさらさず、すぐに鉢づけ、根巻を行うこと。
- (3) 根切りをチェーンソーで行う場合は、チェーンオイルが付着した部分の土及び根は除去もしくは切り返しておくこと。
- (4) 掘取の際のスコップは、4方向以上から水平方向に対し直角にいれ、苗木が傷まないよう十分な根鉢の大きさを確保すること。
根鉢の径は、根元における幹回りの2倍以上（但し、最低でも20cm、下表参照）の根鉢とすること

根元の幹の直径、幹回りと根鉢の大きさ(cm)

幹の直径	幹回り	根鉢径
3以下	9.5以下	20
4	12.6	26
5	15.7	32
6	18.9	38
7	22.0	44
8	25.2	51

※根鉢の深さは、根鉢の径と同じ程度とすること。

- (5) 根巻は、わらや麻布等（土壌中で腐らないものは不可）を使用し、縄3回掛けとする。
- (6) 運搬時に、鉢が崩れないように十分根巻を行うこと（鉢の底にも、わら等を付けること）。
- (7) 剪定は、搬入先の希望に合わせた樹高にする、掘取運搬時の傷みの軽減、移動時期や樹種により徒長枝や過繁茂を調整するためなどに行うものであり、指示により剪定を実施すること。
- (8) 摘葉は、主に落葉樹を落葉前に移動する場合に、移動時期や樹種により、掘取運搬時の傷みを軽減するため実施する作業で、指示により葉を摘むこと。
- (9) 地中ポット（不織布ポット等）の場合は、原則として上根や貫通根の除去のみの処理とする。鉢を除去し、根巻処理を行う場合は根巻を指示する。

苗木の写真撮影要領

(1) 撮影場面・方法

(ア)掘取：樹種・圃場コード毎に撮影する

- ・掘取作業前の圃場
 - ・掘取作業中の圃場
 - ・掘取作業後の圃場
 - ・掘り取った苗木の全景
本数が多い場合で、全てが入らない場合は、複数毎に分けて撮影する
 - ・掘り取った苗木の近影(原則として樹種ごとに1枚)
苗木の高さ・幅、根鉢の状況・大きさがわかるように撮影する。
寸法が判別できるように根鉢を含む縦横に測定尺を添え、被写体の真正面から撮影する。
- ※一つの作業指示において、複数の搬入場所の分を一度に掘り取る場合は、写真を別途撮影する必要はない。

(イ)受領：樹種・圃場コード毎に撮影する

- ・農協から受領した苗木の全景
本数が多い場合で、全てが入らない場合は、複数毎に分けて撮影する
 - ・農協から受領した苗木の近影(原則として樹種ごとに1枚)
苗木の高さ・幅、根鉢の状況・大きさがわかるように撮影する。
寸法が判別できるように根鉢を含む縦横に測定尺を添え、被写体の真正面から撮影する。
- ※一つの作業指示において、複数の搬入場所の分を一度に掘り取る場合は、写真を別途撮影する必要はない。

(ウ)搬入：搬入場所毎、樹種毎に撮影する(引き渡しの時点で撮影する)

- ・樹種毎に、引き渡す全ての苗木の全景
本数が多い場合で、全てが入らない場合は、複数毎に分けて撮影する
 - ・樹種毎の苗木の近影(原則として樹種ごとに1枚)
苗木の高さ・幅、根鉢の状況・大きさがわかるように撮影する。
寸法が判別できるように根鉢を含む縦横に測定尺を添え、被写体の真正面から撮影する。
- ※海上輸送となる場合は、海運会社へ引き渡した時点の写真(樹種毎の全景及び苗木の近影)
全景は、コンテナ内に収容された状態または、海運会社に引き渡した時点の写真

(2) 撮影上の注意点

- ・引渡し先がやむを得ず車両上となる場合でも、樹種毎の苗木の全景及び、樹種毎の苗木の近影を撮影すること。
- ・焦点、明暗等に注意して撮影する。
- ・ハレーションを防止するため、反射光を受けないように撮影する。
- ・暗い部分の撮影は、ストロボを使用するなどにより、明瞭に撮影する。
- ・デジタルカメラの場合は、撮影後に鮮明に撮影されているかどうかを画面で確認し、不鮮明な場合は撮影し直すこと。
- ・デジタルカメラによる写真における有効画素数は、目的物(苗木(根鉢を含む))、測定尺及び黒板(白板等を含む)の文字等が確認できるように適切なサイズとする。
- ・対象物の画像加工など、やむを得ない場合を除き写真の編集は認めないため、撮影者は使用するカメラの特性及び使用方法を十分に熟知しておくこと。
- ・写真の内容を明確にするために、作業指示名、受注者、撮影年月日、撮影場所(掘取・受領の場合は農業協同組合名(略称可)及び圃場コード)、樹種、本数等を記入した黒板(白板等を含む)を入れて撮影する。

【記入例】

指示番号(指〇〇〇)等を記入する

掘取運搬工程表

苗木の掘取運搬委託 () について

1日行う場合は、双方を塗りつぶす
午前のみは左側、午後のみは右側を塗りつぶす

会社名 ○〇〇〇株式会社
電話 ×××-×××-××××

圃場 コード	掘取(受取)農協・支店 掘取ほ場(地番住所)	樹種名	月日 本数	11月								12月					備考	
				4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	3日	4日	5日	6日	7日		8日
25	***農協 **市〇〇〇-〇-〇	さつき	□□公園 (200本)	計画	掘取		掘取											空いたスペースに翌月分を入れてもよい この場合、月が違うことがわかるようにする
				実績	掘取		掘取											
1026	**市△△-△-△	つつじ (ひらど)	〇〇公園 (60本)	計画		掘取	掘取											
				実績		掘取	掘取											
1171	**市□□町-□-□□	ブルーベリーコンテナ	△△グラウンド (100本)	計画					受領		掘取							
				実績					受領		掘取							
1522	**市××町×-×-×	はなみずき	××グラウンド (20本)	計画										掘取	掘取			
				実績											掘取	掘取		
			()	計画														
			()	実績														
			()	計画														
			()	実績														
			()	計画														
			()	実績														
			()	計画														
			()	実績														

農協・支店ごとに作成する
掘取・受領、搬入の月日の工程を定める
(掘取・受領の日は、搬入の1~3日前を原則とする)

(注) (1) この用紙を使用する。 (2) 社印は不要。 (3) 財団へ1部提出。 (4) 書ききれない場合は次頁に記入し、切ってつなげない。

農協名 (担当者名)	***農業協同組合 ○ ○ ○ ○ ○	確認印又はサイン(担当者)	○ ○
---------------	------------------------	---------------	-----

写真帳

委託件名 年度苗木の掘取運搬委託(****)(複数単価契約)

契約年月日 年 月 日

作業指示番号 ○○○○○○

作業指示年月日 年 月 日

苗木の搬入場所

作業指示履行期限 年 月 日

受託業者名 *****

掘取の写真(樹種毎に撮影)
掘取の作業前、作業中、作業後の圃場写真
苗木の全景、近影の写真
(受領の場合は苗木の全景及び近影のみ)

掘取(受領)
年月日
農協・支店名
圃場コード
樹種
本数
(必要に応じて特記事項)

搬入の写真(樹種毎に撮影)
苗木の全景、近影の写真

搬入
年月日
搬入場所の名称
樹種
本数
(必要に応じて特記事項)

作業完了届

令和 年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長 殿

住所

氏名

印

指示を受けた下記の作業を本日完了したのでお届けします。

契約書番号

農振財契第 号

件名	年度苗木の掘取運搬委託(複数単価契約)(〇〇〇〇)		
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団の指定する場所		
契約年月日		履行期限	
契約金額 (年間概算)	(うち、消費税 円)		
指示番号			
今回の作業 指示年月日		今回の作業指 示履行期限	
作業完了 金額	¥ (内、消費税¥)		
	内訳	作業指示金額	¥ (内、消費税¥)
		立替等()	¥ (内、消費税¥)

受付年月日	令和 年 月 日	監督員氏名	印
検査年月日	令和 年 月 日	検査員氏名	印

(別添例-1)

農振財苗第*号
****年**月**日

***** 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長 ** **

苗木の掘取運搬作業指示書 (****)

下記の作業を指示します。

記

- 1 委託件名 令和5年度苗木の掘取運搬委託 (****) (複数単価契約)
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 作業指示番号 *****
- 4 作業指示年月日 年 月 日
- 5 苗木の搬入場所等 別紙「供給先内訳表」のとおり
- 6 苗木の掘取・受領場所 別紙「掘取場所内訳表」のとおり
- 7 作業指示履行期限 年 月 日

供給先内訳表

指*** (業者名)		1	2	3	
樹種 適宜、追加・削除することがある	受付番号	R〇〇〇-1	R〇〇〇-2	〇S〇-01	
	供給日	10月上旬	10月5日	10月5日	
	都の局名又は区市町村名 供給先(苗木の使用場所等)	産業労働局事務所	産業労働局センター市市役所	合計
	搬入場所	立川市〇-〇〇-〇〇	立川市〇-〇-〇	立川市〇〇〇-〇	
	申込担当者所属・氏名 電話番号 FAX番号課.....担当 〇〇 042-..... 042-.....課 〇〇 042-..... 042-.....部.....課 〇〇 042-..... 042-.....	
	用途	公共施設	公共施設	公共施設	
常	サツキ	100			100
	ツツジ(おおむら)	50			50
緑	ツツジ(ひらど)				
	ツツジ(くるめ)	20	50		70
低	シャクナゲ				
	ジンチョウゲ				
木	アヘリア				
	アヘリア エドワードコーチャ	20			20
落	トウダンツツジ				
葉	ユキヤナギ				
	コデマリ				
低	レンキョウ				
	ヤマブキ				
木	キンシバイ				
	シモツケ				
	ガクアジサイ				
	ブルーベリー	20			20
	ブルーベリー コンテナ				
常	ヘニハナトキワマンサク			50	50
緑	セイヨウカナメモチ				
	イヌツゲ(きんめつげ)				
	キンモクセイ				
	ヒイラギモクセイ				
	ニオイヒバ(スマラグ)				
	ニオイヒバ(ヨーロッパコート)				
中	レイラントヒノキ(コートライダ)	10			10
木	キンモクセイ(スイートオリーブ)				
	フリサカキ				
	オウゴンモチノキ				
	カラタネオガタマ(ポートワイン)				
	セイヨウヒイラギ(サニーフォスター)				
	オリーブ(チブレッソ)			20	20
落	リンゴ(アルプス乙女)				
中	ハナカイトウ				
木	ライラック				
常	マテバシイ				
緑	シラカシ	10			10
高	ソヨゴ(ハラシマ)		500		500
木					
落	ヤマモミジ				
葉	ナツバキ				
高	ハナミスギ				
木	ヤマホウシ				
	サクラ				
合 計		230	550	70	850
備 考					

緑化苗木受領書 (控え)

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長殿

下記の緑化苗木を受領しました。

令和 年 月 日

苗木申込者 _____

受取責任者氏名 _____ 印(署名)

記

年度	
受付番号
作業指示番号	指...
運搬業者名	

樹種	品種	本数	備考
合計			